

検察をチェックするのは誰か

～ その 2 ～

検察をチェックする仕組み

以前検察審査会について少々言わせていただきましたが、検察審査会は直接検察当局や検察官をチェックするためのものではありません。検察官を直接チェックする仕組みとして「検察官適格審査会」なるものがあります。これは検察庁法23条を直接の根拠として同法と検察官適格審査令によって法務省に置かれている（ことになっているが...）ものです。現在、審査会の委員は11名で衆議院議員4名・参議院議員2名・最高裁判事1名・日弁連会長・日本学士院会員1名・司法制度に関する学識経験者2名で構成されています。任期は2年で、会長は互選により決められます。また、同様の構成による予備委員が11名任命されています（任期2年）。委員および予備委員は法務大臣によって任命されます。

審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非効率その他の事由によりその職務を執るに適しないかどうかをしんさし、その議決を法務大臣に通知します。審査は、すべての検察官について3年ごとに行う定時審査、法務大臣の請求によって各検察官について行う随時審査、職権で各検察官について行う随時審査の3つの場合があります。

については、市民から特定の検察官について審査してほしい旨の申し出があった場合、審査会において随時審査付すかどうか決定することになっています。

審査会は9名以上の出席がなければ開かれず、議事は出席者の過半数で決めます（検察官適格審査会令5条1項・2項）。また、捜査中の犯罪事件についてでなければ、必要があるときは法務大臣または検察の長に対して書類の提出を求め、もしくは必要な事項の報告を徴することができます（同令6条）。さらに、審査に付された検察官およびその検察官が所属する検察庁の長を会議に出席させ意見を述べさせることもできます（同令7条

1項）。

これでいいのか

検察官適格審査会は制度上存在していますが、実際には機能しているのでしょうか。答はNOです。2003年12月19日明治大学で元衆議院議員保坂展人氏の特別講義がありました。そこに参加したとき、保坂氏が持参した資料『衆議院議員保坂展人のザ・質問2』（社会新報号外）の79頁以下に2003年5月23日衆議院法務委員会での検察官適格審査会に関する同氏の質問の記録がありました。それによると、法務省に係る資料をたのんでも資料自体が出てこない。同氏が官房からもらった平成1993年から2003年までの「検察官適格審査会の受理・処理件数調」では、受理件数の非申し出人（申し立てられた検察官）の累計が291人なのに対して処理件数で見ると121人で170人が消えている、2003年・2001年・1997年は審査会自体が開催されていない、体調不良のため会長が不在でも会長代理がいらないまま、過去50年で不適格認定は1名だけ（行方不明になった副検事）などなど不思議なことばかり、一体何をしているところなのかとしか言いようがありません。

大臣官房長の答弁によれば、受理と処理の人数が合わないのは、一般からの申し出があった場合に審査するかどうか法務省大臣官房人事課において事実関係を調査してふるい分けすることや、その年に処理できないことがあるためということらしい。保坂氏は、審査機関が審査する前に大臣官房サイドでふるい分けるのでは審査機関たり得ないし、その年に来た訴えを2年後に処理するようでは訴えの実効性がないと反論していました。私もその通りだと思います。特別講義後、保坂氏と私の恩師と大学院生とともに昼食を食べたとき、審査会について尋ねたところ「簡単に言うと実体

が全くない、機能していないということですよ」
との答が返ってきました。ちなみに、2003年
度の審査会の予算は15万8000円だそうです。
ほんとうに何をやっているのでしょうか。

検察が腐敗したら市民は

日頃公益の代表を自認する検察官。自分たちは
腐敗・墮落しないと思っているのでしょうか。現場
のプライドとしてはそれでいいのかもしれませんが。
でも、検察官も人間である以上絶対ということは
ありません。はじめに挙げた調査活動費の事件から、
現実には、検察が腐敗しないとは言いきれない
ことがわかつています。そして、唯一とも言える
チェック機能は事実上その形すらなく、まさに
実体のない幻です。ただ、このチェック機能は制度
趣旨通りに運営されていたとしても、委員の選
出には市民が関与できず、ましてや直接関与する
ことはできません。委員には国会議員もいるのに
保坂氏のような視点で見ていた者はいなかったの
でしょうか。私たちは検察が適正にチェックされ
ているという幻を見ていたの？これでいいのでし
ょうか。もし検察が腐敗したら市民は何ができる
のでしょうか。そのときどうしたらいいのでしょ
うか。

以前神奈川県警で不祥事が続いたとき、県公安
委員会が実質的に機能していなかったのではと指
摘されていました。また、以前このコーナーでと
りあげた検察審査会も本当にすべての検察審査会
が十分機能していると言えるのか疑問でした。そ
して検察官適格審査会までも。

最近こんなことも

最近、強制執行妨害の罪に問われていた安田弁
護士の事件について東京地裁で無罪の判決がでま
した。安田弁護士はいくつもの冤罪事件や人権侵
害事件にかかわったり死刑廃止運動にかかわるな
ど警察・検察にとっては目の上のたんこぶ的存在
でした。また、オウム真理教事件の麻原（松本）
被告の弁護団にも加わっていました。その私怨に
よるのか、麻原被告の弁護団から安田弁護士を排
除するためなのか、いずれにしても検察は単なる

言い掛かりのような逮捕・起訴を行ったことが証
明されたのです（なお、検察は控訴）。検察が自分
たちに都合の悪い者・気に入らない者を逮捕・起
訴し罪に陥れるなんて第二次大戦中や大戦前の検
察による思想狩りを思い起こさせるものです。そ
れが当たり前に行われれば、どのような結果を生
むのかは歴史が証明しています。国家権力の暴走
は危険です。一度暴走し始めたら誰も止められず、
多くの市民が傷つき国自体が滅んでしまいます。

国家権力に対する事実上形だけになっているチ
ェック機能、それははじめから仕組まれているの
か、私たちが使いこなせないのか。どちらも言え
そうです。検察は警察や国会議員の腐敗も摘発し
ます。でも、その検察は誰がチェックするのだ
でしょうか。やはり、私たち市民が目光せられる
仕組みを考えるべきではないでしょうか。今のま
までは私たちの目はまったくとどきません。検察
官は「正義の味方」ではなく、捜査・訴追機関で
ある行政機関なのです。万に一つぐらいは間違
うこともあるのです。その結果と責任は最終的に私
たちが負うのです。ですから、私たちはきちんと
チェックすべきだと思うのです。

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者
（犯罪学・刑事法）]